

令和 2 年

市議会 11 月臨時会議案

知立市

令和 2 年市議会 1 1 月臨時会議案

所 管	番 号	案 件
総 務	議案第 6 6 号	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 7 号	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
総 務	議案第 6 8 号	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 66 号

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 45 年知立市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 2 条 知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市議会議員の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第 6 7 号

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

第 2 条 知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

議案第 6 8 号

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知立市職員の給与に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改める。

第 2 条 知立市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、職員の期末手当の額の改定のため必要があるからである。

